裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）の合格者決定方法

1　各試験種目の得点

①　筆記試験の得点は、各試験種目の素点をそのまま用いるのではなく、次の方法で算出した**標準点**を用います。

各試験種目における標準点の算出方法

$$\text{標準点} = \text{当該試験種目の配点比率（ウェイト）} \times \left[10 \times \frac{\text{受験者の素点} - \text{当該試験種目の平均点}}{\text{当該試験種目の標準偏差}} + 50 \right]$$

※　**受験者の素点**について

第１次試験は、各試験種目の正答の合計数（専門試験では刑法・経済理論のいずれを選択したかを問いません。）を基礎とします。

第２次試験は、各試験種目の採点者による評点（専門試験は憲法、民法、刑法及び訴訟法の評点の合計）を基礎とします。

②　人物試験の得点は、受験者の判定（判定の高い順にＡ、Ｂ、Ｃ及びＤの４段階）の出現率（各判定ランクの受験者の全受験者に占める割合）を基に、偏差値を求めるのと同様の換算式によって求めた数値に人物試験の配点比率を乗じて算出した**標準点**を用います。

2　各試験種目の配点比率（ウェイト）

標準点を算出する際に用いている各試験種目の**配点比率（ウェイト）**は次のとおりです。

試験種目	１次試験		２次試験			３次試験
	基礎能力試験	専門試験	専門試験	政策論文試験	人物試験	人物試験
配点比率	1	1	2	0.5	※	3

※印の試験種目は、第２次試験の合否判定のみに利用します。

3　下限の得点について

人物試験以外の各試験種目において、**最低限必要な一定の素点**（素点の意味は標準点の計算方法のときと同じ。）を**下限の得点**とし、下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については、他の試験種目の成績にかかわらず不合格とします。この下限の得点は、試験種目ごとに満点の２０％から５０％を基本に個別に定めます。

また、これに加えて、第２次試験の専門試験の各科目において、最低限必要な一定の素点（各科目の評点を基礎とします。）を下限の得点とし、下限の得点に達しない科目が一つでも存在する者については、他の科目の成績にかかわらず不合格とします。この下限の得点は、科目ごとに満点の２０％から５０％を基本に個別に定めます。

4　総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）の特例希望の受験者の取扱い

受験の申込みに際して、特例を希望して、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）の各試験種目を有効に受験すると（欠席又は棄権した場合にはこの特例は適用されません。）、同試験に加え、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の受験者としても合否判定を受けることができます。

具体的には、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）の第１次試験において不合格となった場合には一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の第１次試験の、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）の第２次試験又は第３次試験において不合格となった場合には一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の第２次試験の、それぞれ有効受験者として扱われ、改めて一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の受験者としての合否判定を受けることができます。また、総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）の第３次試験に合格した場合にも、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の第２次試験の有効受験者として扱われ、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の合否判定を受けることができます。

5　第１次試験の合格者の決定

第１次試験の受験者（第１次試験日に実施される第２次試験の試験種目も有効に受験している者に限る。）のうち、第１次試験の基礎能力試験及び専門試験の各素点がいずれも下限の得点以上である者につき、**両試験種目の標準点の合計順**に第１次試験の合格者を決定します。

なお、第１次試験日に実施される第２次試験の試験種目を有効に受験していない場合は、第１次試験の試験種目も採点の対象になりません。

6　第２次試験の合格者の決定

第２次試験の受験者のうち、専門試験及び政策論文試験の各素点並びに専門試験の各科目の素点がいずれも下限の得点以上であり、人物試験の判定がＡからＣである者につき、**人物試験の判定を考慮し、また、第１次試験の基礎能力試験及び専門試験並びに第２次試験の専門試験及び政策論文試験の各標準点の合計順**に第２次試験の合格者を決定します。

7　最終合格者の決定

第３次試験の受験者のうち、人物試験の判定がＡからＣである者について、**全ての試験種目（第２次試験の人物試験を除く。）の標準点の合計順**に最終合格者を決定します。